

令和6年3月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 

令和5年(行ウ)第7号 行政文書非公開決定処分取消請求事件

口頭弁論終結日 令和5年12月20日

判 決

5 当事者の表示 別紙1 当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 処分行政庁が令和4年12月12日付けで原告に対してした行政文書非公開決定(2湯議209号の4)を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

10 事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要等

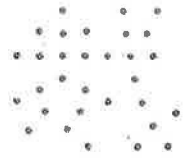
15 1 本件は、原告が、湯河原町町税等徴収対策強化特別委員会(以下「本件特別委員会」という。)で開催された秘密会(平成23年12月7日から令和2年7月20日までに開催されたもの)の議事録の全て(以下「本件文書」という。)を対象として湯河原町情報公開条例(平成17年湯河原町条例第1号。以下「本件条例」という。)9条1項に基づく行政文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)をしたところ、処分行政庁から全部非公開決定(以下「本件処分」という。)を受けたことから、本件処分は違法であると主張して、被告に対し、本件処分の取消しを求めめる事案である。

2 関係法令等の定め

別紙2「関係法令等の定め」のとおり

25 3 前提事実(争いのない事実、顕著な事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者等(争いのない事実)



ア 原告は、湯河原町の行政、議会等の不正、不当な行為を監視し、これを是正することを目的とし、主として湯河原町の住民で構成される権利能力なき社団であり、令和2年10月1日に設立された。

イ 被告は、処分行政庁である湯河原町議会が所属する地方公共団体である。

5 (2) 本件文書について

ア 本件特別委員会

湯河原町では、平成23年度の滞納繰越額が16億円を超えるなど、厳しい町税等の収納状況におかれていたことを踏まえ、更なる徴収率向上の強化に資することを目的として、平成23年10月5日開催の議会において、本件特別委員会の設置が決定された(乙8)。

10 本件特別委員会は、平成23年12月7日から令和2年7月20日までの間に、合計25回の秘密会を開催した。なお、本件特別委員会は、令和5年度末をもって廃止することが確認された。(甲13、弁論の全趣旨)

イ 本件文書

15 本件文書は、平成23年12月7日から令和2年7月20日までの間に本件特別委員会で開催された秘密会について、ICレコーダーに録音された音源を反訳し、作成した紙媒体の議事録全てである。

20 本件文書は、議会事務局内での決裁を経た後、それぞれ封緘して保管されており、一度も開封されていない。また、秘密会議事録の作成時に使用した録音データや電子ファイルは、紙媒体での議事の記録の保管が完了した時点で破棄された。(乙6、弁論の全趣旨)

(3) 前回処分に関する経緯等(争いのない事実、甲1~4)

ア 原告は、令和3年2月15日、本件条例9条1項の規定に基づき、処分行政庁に対し、本件文書を対象とする行政文書の公開請求(本件公開請求)をした。

25 イ 処分行政庁は、原告に対し、令和3年2月26日付けで、本件公開請求につき、本件文書に記録されている情報(以下「本件情報」という。)が「湯河原町情報

公開条例第5条第7号『法令等の定めるところにより、又は実施期間が法律上従う義務を有する各大臣等の指示により、公開することができないとされている情報』に該当するため」という非公開理由を提示して、非公開とする旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

5 ウ 原告は、令和3年4月14日、横浜地方裁判所に対し、前回処分の取消し等を求める訴訟（当庁令和3年（行ウ）第29号事件）を提起し、同裁判所は、令和4年2月2日、前回処分には、本件条例10条3項の要求する理由の提示の要件を欠く違法があるとして、前回処分を取り消す旨の判決（以下「本件判決」という。）を言い渡した。

10 被告は、本件判決を不服として控訴したが、東京高等裁判所は、同年10月31日、被告の控訴を不適法であるとして、控訴を却下する旨の判決をし（同裁判所令和4年（行コ）第47号事件）、同年11月17日、本件判決が確定した。

(4) 本件処分に関する経緯及び本件訴えの提起等

15 ア 処分行政庁は、令和4年12月12日、本件公開請求につき、別紙3「公開することができない理由」に記載の非公開理由を提示して、非公開とする旨の処分（本件処分）をした（甲5）。

イ 原告は、令和5年1月30日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

ウ 原告は、同日、処分行政庁に対し、本件処分について審査請求をした。

20 処分行政庁は、湯河原町情報公開審査会に対して諮問をし、同審査会は、令和5年12月6日、本件文書の全部を非公開とした本件処分は相当ではなく、本件文書の内容を精査の上、非公開情報を除いて公開することが相当である旨の答申をした。

(甲35の1・2)

25 エ 被告は、令和5年12月20日の口頭弁論期日において、本件訴訟において、本件文書の内容を確認した上で非公開情報に該当するか否かの主張立証をする予定はない旨の陳述をした（顕著な事実）。

4 争点

- (1) 本案前の争点（争点1）
- (2) 本件条例5条7号該当性（争点2）
- (3) 本件条例5条3号、4号及び6号該当性（争点3）
- (4) 本件処分に係る理由の提示の適法性（争点4）

5 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（本案前の争点）について

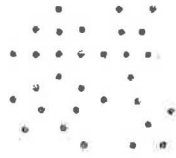
（被告の主張）

ア 地方公共団体の議会が、自主的かつ円滑な運営を図り、議事機関として地方公共団体の意思決定をするためには、議会運営の自律性を確保する必要がある。そのため、地方自治法120条は、「普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。」と定め、議会自身が議会運営の独自の規律を制定する権能を与えている。本件会議規則は、同条等に基づき議会運営の規律を定めるものであり、本件会議規則92条1項及び2項は、「秘密会の議事の記録は、公表しない。」「秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。」と規定している。

このように、議会が、議事機関としての自律的な権能に基づき、本件会議規則で議事録の公開に関する規律を定めた上で、これを根拠として議事録を非公開とする旨の判断をしたときは、司法もその決定を尊重しなければならず、これに反する司法判断をすることは許されない（最高裁令和2年11月25日判決・民集74巻8号2229頁（以下「最高裁令和2年判決」という。）参照）。

イ 他方で、本件公開請求は、本件条例4条に基づくものであるところ、上記のとおり、我が国の法体系では、会議又は委員会の議事録の公開・閲覧を含む議会の運営に関する事項については、専ら、地方自治法120条に基づき議会が制定する本件会議規則の定めによることとされており、条例を直接の根拠として会議又は委員会の議事録の公開・閲覧を認めることは予定されていない。

ウ 以上によれば、本件公開請求についての判断は、議会の自主的・自律的な判



断に委ねられるべきものであって、司法審査の対象とならないというべきである。

したがって、本件訴えは、不適法な訴えとして却下されるべきである。

(原告の主張)

5 最高裁令和2年判決は、議員の懲罰が、議会の内部規律を保持するためになされるものであるから、その限りで議会の自主的・自律的判断が尊重されるべきものであるが、例外的に、それが「議員の身分喪失」(除名)や、「議員の権利行使の制限」(出席停止)を伴う場合には、司法審査の内容となる旨を判断したものである。

10 このように、内部規律を保持することを目的とする議会の処分でさえ、それが構成員たる議員の権利を侵害する場合には、司法審査に基づく救済が保障されるのである。

15 本件特別委員会の秘密会の議事録が本件条例上原則として公開することが義務付けられている「行政文書」に該当するのか、その内容が「実質的な秘密として保護するに値する」ものであるのか否かについては、議会の主観的判断に拘束されるべきではなく、裁判所の判断を求める機会が国民に対して保障されるべきである。したがって、本件訴えは適法である。

(2) 争点2 (本件条例5条7号該当性)

(被告の主張)

20 以下のとおり、本件会議規則は、本件条例5条7号にいう「法令等」に含まれると解されるところ、本件情報は、本件会議規則によって一律に公開・閲覧が禁止されている情報であるから、本件条例5条7号にいう「法令等の定めるところにより…公開することができないとされている情報」に当たり、本件条例上の非公開情報に該当する。

ア 条例制定権の限界(地方自治法14条1項)を踏まえた解釈

25 地方自治法120条は、会議や委員会の議事録の公開・閲覧を含め、議会の運営に関する事項については、議会の自律的権能に基づき、議会が会議規則で定めるとしている。法に基づき制定された本件会議規則によって一律に公開・閲覧が禁止さ

れている本件文書に記載されている情報（本件情報）について、本件条例を根拠として開示を命じることは、法令に違反することになり、同法14条1項の条例制定権の範囲を逸脱して許されない。このことからすれば、本件会議規則が本件条例に優先すると解すべきである。

5 イ 論理解釈、立法者の意思解釈、目的論的解釈等による解釈

我が国の法体系では、会議又は委員会の議事録の公開・閲覧を含む議会の運営に関する事項については、専ら地方自治法及び同法120条に基づき議会が制定する会議規則の定めによることとされていて、条例を直接の根拠として会議又は委員会の議事録の公開・閲覧を認めることは予定されていない。このような法体系からすれば、議会の運営に関する事項については、本来、地方自治法及び会議規則によつて規律されるべき問題である。そのため、本件会議規則が、本件条例5条7号の「法令等」に該当するか否かについては、文理解釈だけではなく、論理解釈、立法者の意思解釈、目的論的解釈等による解釈等の他の手法による解釈が成り立つか否かを検討する必要がある。

15 本件会議規則92条1項は、「秘密会の議事の記録は公表しない」と定めているところ、この会議規則の制定趣旨は、秘密会の議事の秘密性を確保するためのものであり、ここでいう「秘密会の議事」は、その内容を問わず、秘密会における全ての議事を含むものである。したがって、本件会議規則92条1項の「秘密会の議事の記録」が本件条例5条7号の「法令等の定めるところにより…公開することができないとされている情報」に含まれると解さなければ、湯河原町議会が本件会議規則を制定した目的を達することができない。

20 また、前記前提事実(2)イのような秘密会の議事の記録の作成及び保管方法からすれば、本件会議規則を制定した湯河原町議会の意思は、本件条例の制定後も、その内容や開示の方法を問わず、その全部を公表しないというものであって、本件条例による開示の対象となることなど想定していないことが分かる。

25 以上によれば、本件条例5条7号の「法令等」には、その論理解釈又は類推解釈

によって、本件会議規則も含まれると解すべきである。本件会議規則92条が、地方自治法120条に基づき制定され、同法109条9項及び委員会条例26条にも根拠を有するものであるから、本件条例5条7号の「法令等」の「法」に該当すると整理する解釈も可能である。

5 (原告の主張)

以下のとおり、本件会議規則は、本件条例5条7号にいう「法令等」には含まれないから、本件情報は、本件条例5条7号にいう「法令等の定めるところにより…公開することができないとされている情報」に当たらず、本件条例上の非公開情報に該当しない。

10 ア 本件条例5条1号アの定義によれば、「法令等」に当たらないこと

本件条例は、5条1号アで、「法令等」とは「法令又は条例」と明確に定義しているところ、この規定よりも後にある5条7号の「法令等」についても、法令又は条例を指すものと解すべきである。本件会議規則は、地方自治法120条に基づいて湯河原町議会が設けた規則であり、法令にも条例にも当たらないから、本件条例5

15 イ 本件会議規則と条例とは性質が異なること

条例は、地方自治法14条1項に基づいて制定されるものであるのに対し、本件会議規則は、同法120条に基づいて制定されたものであり、本件会議規則と条例とは制定権の根拠が異なる。また、条例については、制定又は改廃について、首長の提案権（地方自治法149条1号、96条1項1号）、住民による直接請求権（同法74条1項）などの定めがあり、これらの定めがない本件会議規則とは、制定又は改廃の手続が異なる。さらに、地方自治法には、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」（同法14条2項）との規定があり、原則として規則等ではなく、条例で定めなければならない事項が法定されている。

25 このように、本件会議規則と条例とでは、法律上、制定の根拠、制定又は改廃の

手続、定めることができる事項が異なっており、根本的に性質が異なる。

本件条例における行政文書の原則公開の例外として非公開情報とする定めは、町民の行政文書の公開請求権（本件条例4条）を制限するものであるから、地方自治法14条2項に照らし、条例によらなければならないのであって、会議運営の細則にすぎない会議規則によって、町民の知る権利（憲法21条1項、本件条例1条）に基づく行政文書の公開請求権という重要な権利を制限することは許されない。

ウ 国会法63条に照らして本件会議規則は「法令等」に当たらないこと

憲法57条1項ただし書は、衆参両議院の会議を特別議決によって秘密会とすることを認めているが、同条2項は、両議院の「会議の記録」について、「秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの」以外は、これを公表し、かつ一般に頒布しなければならないとしている。そして、国会法63条によれば、国会の秘密会の記録については特に秘密とする必要があると議決した部分のみが非公開とされている。

このように、国会の秘密会の記録は公開することを原則としているのであるから、町民にとって身近な地方議会が、特に秘密とする必要がある部分以上に記録の非公開の範囲を広げることは、町民の理解を得られるものではない。

(3) 争点3（本件条例5条3号、4号及び6号該当性）

（被告の主張）

本件情報は、本件条例5条3号、4号及び6号所定の非公開情報に該当する。

なお、本件特別委員会の秘密会の議事については、本件会議規則、地方自治法及び地方公務員法等の法令の規定に基づき、その全部が非公開であって、その一部についても公開されることがないとの信頼の下で実施していたから、その一部でも公開することは、本件特別委員会を秘密会としたこと的前提を覆すことになる。よって、その信頼を保護するためには、秘密会の議事録の全部を非公開とする必要があり、その一部だけを特定して、当該部分のみが本件条例5条3号、4号及び6号の非公開情報に該当するとの判断手法をとることはできない。

ア 本件特別委員会における議事の内容

5 本件特別委員会は、湯河原町における町税の納付・滞納の現状を正確に把握する必要があることから、執行機関から、滞納者の氏名が記載されたリスト（以下「滞納者リスト」という。）の交付を受け、また、執行機関が適正に事務を執行しているかどうかを確認するために、滞納が生じる原因、滞納者に任意に支払を促す方策（文書による支払の催促や電話・臨場等による納税折衝等）、滞納処分のための財産調査及び差押手続等の履行状況について執行機関から報告を受ける。その報告には、①滞納者に任意に支払を促すための具体的な手法やこれに関するノウハウ、②任意の支払催促から強制徴収に移行する基準やタイミングに関する情報、③滞納者に対する財産調査の具体的方法やこれに関するノウハウ、④滞納者の財産隠しに対する具体的対策やこれに関するノウハウ、⑤不納欠損処理を行う基準やタイミング等の情報が含まれている。その上で、本件特別委員会では、執行機関と議員との間で、滞納率の減少、回収率の増加その他町税徴収率向上、適切な不納欠損処理を実施するための方策等について、意見交換を実施する。

15 イ 本件条例5条3号該当性

前記アの執行機関からの資料の提供及び報告は、議会と執行機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であり、秘密会として、その内容の一部であっても公表されないとの信頼の下で実施されていた。今後、このような扱いが変更されて、後になって公開される可能性があるというような状況になれば、町税徴収に関する執行機関の手法やノウハウ、基準、タイミング等の具体的内容を町民に明かすことになることなどから、議会に対して十分な資料や情報提供がなされないことになり、徴税等に係る事務について、執行機関と議会との間で、率直な意見の交換が行われなくなったり、後の公開を意識して議論が萎縮したりする可能性がある。また、秘密会における議事の内容が一部でも事後に明らかになれば、町税の徴収について特定の利害関係を有する者が、町の執行機関や議員に不当な働きかけをして、執行機関と議員の議論や意見についての中立性を不当に損なうおそれもある。さら

に、町税徴収率向上や不納欠損処理を適切に行うための具体的対策については、執行機関において立案し、実施すべきであるところ、町税の納付・滞納に係る議会内部の考え方、執行機関の将来の対応方針等について未成熟な段階の議論や提案が公にされることで、無用な対立や憶測を招くなど、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

したがって、本件情報は、本件条例5条3号所定の非公開情報に該当する。なお、本件特別委員会は、令和5年度をもって廃止されることとなったが、これまで本件特別委員会で審議していた事項については、引き続き、総務文教・福祉常任委員会において審議することが確認されているから、本件特別委員会が廃止されたとしても、本件条例5条3号の非公開情報の必要性が消滅することにはならない。

ウ 本件条例5条4号該当性

(ア) 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(本件条例5条4号柱書)について

秘密会の議事録が、その一部でも公開されれば、前記アの①～⑤の町税徴収に関する執行機関の手法やノウハウ、基準、タイミング等の具体的内容を住民に明かすことになる。そうすると、町税の徴収を不当に免れようとする者が、これらの情報を利用して町税の徴収を逃れたり、財産隠し等をしたりすることが可能になる。このような事態が生ずれば、執行機関による徴税事務の適正な遂行に支障が生ずることは明らかである。

したがって、本件情報は、本件条例5条4号柱書所定の非公開情報に該当する。

(イ) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(本件条例5条4号ア該当性)について

本件特別委員会における執行機関の同委員会に対する報告及び同委員会における議事は、議会の執行機関に関する検査(地方自治法98条1項)に該当するところ、同委員会における議事の一部でもその内容が公開されると、前記(ア)の理由等から、

執行機関から議会に対して審議のための十分な資料や情報提供がなされないこととなり、議会による執行機関に対する徴税事務に関する適正な検査の実施の妨げになる。

したがって、本件情報は、本件条例5条4号アの非公開情報に該当する。

5 エ 本件条例5条6号該当性

前記ウ(ア)のような事態が生ずれば、徴税事務に係る犯罪の予防及び公共の秩序の維持にも支障が生ずることは明らかである。

したがって、本件情報は、本件条例5条6号の非公開情報に該当する。

(原告の主張)

10 本件情報は、本件条例5条3号、4号及び6号の非公開情報には該当しない。

本件条例5条7号該当性の有無が本件情報の具体的内容を離れて包括的に論じられる性質のものであるのに対して、同条5条3号、4号及び6号該当性は、本件情報の具体的内容に即して議論されるべきものであり、本件情報の全部非公開処分を基礎付けるものではない。

15 ア 本件条例5条3号該当性

(ア) 「率直な意見の交換…が不当に損なわれるおそれ」について

議会の役割は、執行機関の監視を行うことであり、議会と執行機関の間には緊張関係が存在するのであるから、執行機関側の出席者は、監視者たる議会に対しては、慎重に熟慮した上での責任ある答弁をする。一方、議員は、町民を代表して執行機関の監視を行うものであり、「町民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすことにより、透明性と応答性のある運営を行う」責務を負う(基本条例3条3項後段)。

20
25 このような議会の特別委員会という本件特別委員会の性質に照らせば、議事録が公開されることを懸念して、十分な情報提供や忌憚のない意見の表明をためらったりすることはおよそ考えられない。本件条例5条3号にいう「おそれ」は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならないところ、単

なる確率的な可能性すら存するか疑問である。

また、仮に、本件会議規則 9 2 条 1 項の解釈を誤り議事録が公開されないと誤信した出席者がいたとしても、公開されないと期待は本件条例 5 条 3 号の保護法益ではないし、公開の利益と公開による支障との比較衡量(「不当に」の要件)からも、非公開とすべき理由のないことは明らかである。

(イ) 「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」について

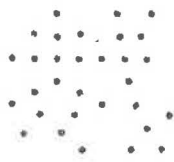
本件条例 5 条 3 号は、機関内部又は機関相互における審議、検討又は協議に関する情報について、当該機関内部又は機関相互間における意思決定の中立性を保護する規定である。本件において、「機関」とは、本件特別委員会を指すから、執行機関が単独で行う意思決定は本号による保護の対象外である。

また、被告の主張する「町税の徴収について特定の利害関係を有する者が、町の執行機関や議員に不当な働きかけをして、執行機関と議員の議論や意見についての中立性を不当に損なうおそれ」というのがいかなる事態を想定しているのか、全く不明である。前記(ア)のとおり、本件条例 5 条 3 号にいう「おそれ」は、抽象的な危険性・可能性では足りず、客観的かつ具体的な危険性・可能性があることを要すると解されるところ、被告の主張は、きわめて抽象的なものにとどまっている。

(ウ) 「不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ」について

民主的な行政運営における情報公開の重要性に鑑みれば、未成熟な段階での情報であっても公開が原則であり、非公開とすることが許容されるのは、公開することの利益を斟酌しても、なお、公開のもたらす支障が重大な場合であり、非公開とすることに合理性が認められる場合に限定されると解される。

秘密会において「町税の納付・滞納に係る議会内部の考え方、町の執行機関の将来の対応方針等について未成熟な段階の議論」がなされているとしても、委員個人としての考えを述べるものや検討段階の方針にすぎないものであるなど、それが確定したものでないことは、発言等の内容を記録した議事録自体から容易に把握できることである。したがって、「無用な誤解や憶測などを招く」可能性自体が極めて低



い。

仮に、誤読や不注意により、「誤解や憶測」をする者がいるとしても、ごく例外的なものにすぎず、「不当に町民の間に混乱を生じさせる」事態にまで至るとはおよそ考えられないから、法的保護に値する蓋然性が存しないことは明らかである。

5 (エ) 以上によれば、本件情報は、本件条例5条3号の非公開情報に該当しない。なお、本件特別委員会は、令和5年度をもって廃止される予定であるから、その点からみても、本件情報は同号の非公開情報には該当しない。

イ 本件条例5条4号該当性

10 (ア) 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(本件条例5条4号柱書)について

15 被告は、前記(被告の主張)アの①ないし⑤の徴税手続に関するノウハウ等が住民に明らかになり、町税の徴収を不当に免れようとする者が、これらの情報を利用して町税の徴収を逃れたり、財産隠し等をしたりが可能になると主張するが、以下のとおり、徴税事務は基本的には法令の執行であって、情実に左右される要素に乏しく、これらのノウハウ等が明らかになったとしても、町税の徴収を逃れたり、財産隠し等をしたりがして、徴税事務に支障が生じる現実的な可能性はない。

①(滞納者に任意の支払を促すノウハウ)について、滞納状態が発生してから強制徴収の要件が成立するまでの期間は極めて短いため、任意の支払を促す場面は実質的にはほとんど存在しない。

20 ②(強制徴収に移行する基準)について、徴収の緩和制度としては、「納税の猶予」と「滞納処分の停止」(地方税法15条の7第1項2号)の2種類があり、前者は更に「徴収の猶予」(同法15条1項)と「換価の猶予」(同法15条の5第1項1号)に細分されるどころ、これらの要件は、いずれも法令によって厳格に規定されており、滞納者が徴収職員と誠意をもって交渉する以外には強制徴収を避ける方法は存在しないのであるから、「強制徴収に移行する基準」に関する執行機関の報告が滞納者の徴収逃れを有する類の情報提供として機能することは考えられない。

25

③（財産調査の具体的方法）について、地方税の徴収については、国税徴収の例によるとされており、徴税職員の質問・検査の対象は滞納者本人だけでなく取引のある第三者にも及ぶ（国税徴収法141条）ところ、財産調査の対象は、滞納者のおかれた状況によって千差万別であり、徴税職員の権限の範囲は広範かつ包括的であるから、財産調査の実例をいくら聞いても、「財産隠し」に役立つ情報が得られるわけではない。

④（滞納者の財産隠しに対する具体的方法）について、滞納者の財産隠しを暴き出して徴収の成果を上げたとの事例を報告するに際して、当該事例における「財産隠しの手口」に言及することが、抽象的には考えられないわけではないが、極めて稀であると考えられ、脱税行為のヒントとなるような情報が執行機関による議会への報告の内容に含まれることは考えにくい。

⑤（不納欠損処理を行う基準やタイミング）について、不納欠損処理の基準は、時効の完成（地方税法18条1項）、滞納処分の執行の停止が3年間継続した場合（同法15条の7第4項）及び納税義務を直ちに消滅させる即時欠損（同条5項）の3つの場合が地方税法において明確に定立されており、その「タイミング」などを問題にする余地はない。財産調査をしなければ、即時欠損も滞納処分の執行の停止もあり得ないため、財産調査の段階で滞納者も当然予測できるものである。また、5年間隠し通せば租税債権自体が消滅するという時効の完成の知識は、法律に明記されていることであって、議事の非公開理由にはなり得ない。

(イ) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（本件条例5条4号ア該当性）について

被告は、前記（被告の主張）アの①ないし⑤の徴税手続に関するノウハウ等が徴税逃れのために悪用されることをおそれて、執行機関から議会に対して審議のための十分な資料や情報提供がなされないこととなり、町税の徴収事務についての議会による執行機関に対する適正な検査の実施の妨げになると主張するが、これらのノ

ウハウ等が明らかになったとしても、町税の徴収を逃れたり、財産隠し等をししたりする現実的な可能性がないことは、前記(ア)のとおりである。

ウ 本件条例5条6号該当性

被告は、前記(被告の主張)アの①ないし⑤の徴税手続に関するノウハウ等が徴税逃れのために悪用され、「犯罪の予防」や「その他の公共の安全と秩序の維持」に支障が生じると主張するが、これらのノウハウ等が明らかになったとしても、町税の徴収を逃れたり、財産隠し等をししたりする現実的な可能性はないことは、前記イ(ア)のとおりである。

(4) 争点4 (理由の提示の違法性)

(原告の主張)

前記(3) (原告の主張) のとおり、本件条例5条3号、4号及び6号は、本件情報の全部非公開決定を基礎付けるものではなく、本件文書の全部について各号所定の非公開情報が記載されているのではない以上、理由提示において、①非公開部分の特定、②非公開条項の記載、③非公開条項を適用する根拠を記載することが義務付けられる。

本件処分は、本件文書のうちのどの部分に、どのような情報が記載されているから、どの非公開条項に該当するということが全く示されていないため、本件条例10条3項に定める理由提示の要件を欠き、取り消されるべきである。

(被告の主張)

否認又は争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本案前の争点) について

(1) 被告は、最高裁令和2年判決を参照して、議会が、議事機関としての自律的な権能に基づき、本件会議規則で議事録の公開に関する規律を定めた上で、これを根拠として議事録を非公開とする旨の判断をしたときは、司法もその決定を尊重しなければならず、これに反する司法判断をすることは許されないと主張する。

(2) 最高裁令和2年判決は、普通地方公共団体の議会の運営に関する事項については、その性質上、議会の自律的な権能が尊重されるべきであり、議員に対する懲罰の権能は上記自律的な権能の一内容を構成するものであるが、出席停止の懲罰の適否は、その性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできないとして、司法審査の対象となるべきである旨を判示したものである。

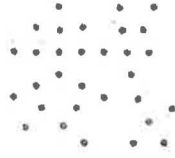
しかし、本件処分は、原告がした本件条例4条に基づく本件公開請求について、湯河原町議会が非公開とする旨を決定したものである。このような行政文書の公開請求に対する公開の可否の判断は、議会が、町長、公営企業管理者及び教育委員会等と並び、同条例に定める実施機関として行うものであるから、議会の運営に関する事項ではなく、そもそも議会の自律的な権能の一内容を構成するものであるとは認められない。また、公開請求に対する非公開決定は、町民の権利に対する制約を加えるものであって、専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきものでもない。

(3) したがって、本件処分の適法性の判断については、司法審査の対象となるというべきであり、被告の上記主張は採用することができない。

2 争点2（本件条例5条7号該当性）について

(1) 本件条例5条7号は、「法令等の定めるところにより…公開することができないとされている情報」を非公開情報として定めるところ、被告は、「秘密会の議事の記録は公表しない」という本件会議規則92条1項が上記「法令等」に当たるとし、本件情報は本件条例5条7号の非公開情報に該当する旨主張する。

しかしながら、本件条例5条1号アは、「法令又は条例(以下「法令等」という。)…」と規定しており、本件条例にいう「法令等」は法令又は条例のことを指すものと明確に定義している。そして、本件条例5条7号がこの規定よりも後にあることも踏まえると、同号にいう「法令等」も同条1号アで定義された法令又は条例を指すものと解するのが相当である。そうすると、本件会議規則は、「普通地方公共団体の議



会は、会議規則を設けなければならない。」と定める地方自治法120条に基づいて湯河原町議会が設けた会議規則であって、法令にも条例にも該当しない。

また、実質的にみても、本件条例は、町民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める町民の権利を明らかにするとともに、町政を町民に説明する責務を全うし、町民参加による一層開かれた町政の実現を図ることなどを目的とするものであり（1条）、その実施機関には、町長等の執行機関だけでなく議会を含み（2条1項）、実施機関には、行政文書の公開を請求する権利が十分尊重されるように条例を解釈し運用するものとし（3条）、実施機関に対して、原則として、公開請求に係る行政文書を公開すべき義務を課している（5条柱書）。このように、本件条例が、議会をも実施機関として、議会が管理する文書についても公開すべき義務を負わせた趣旨は、議会においても、町民に対する説明責任を全うさせることで、上記目的を実現することにあると解される。そうすると、その例外として非公開情報を定める本件条例5条7号にいう「法令等」について、本件条例上、明確に「法令又は条例」と定義されているものを拡大して解釈することは、上記趣旨に照らして相当でないといふべきである。

(2) 被告の主張についての検討

ア 被告は、①法に基づき制定された本件会議規則によって一律に公開・閲覧が禁止されている本件文書に記載されている情報（本件情報）について、本件条例を根拠として開示を命じることは、法令に違反することになり、地方自治法14条1項の条例制定権の範囲を逸脱して許されない、②本件会議規則92条1項の制定趣旨は、秘密会の議事の秘密性を確保するためのものであり、ここでいう「秘密会の議事」は、その内容を問わず、秘密会における全ての議事を含むものであるから、本件会議規則92条1項の「秘密会の議事の記録」が本件条例5条7号の「法令等の定めるところにより…公開することができないとされている情報」に含まれると解さなければ、湯河原町議会が本件会議規則を制定した目的を達することができないと主張する。

しかし、地方自治法120条は、議会の運営に関する事項という議会内部についての規律について会議規則を定めることとしたものであり、地方議会の定める会議規則は、国民の社会生活を一般に規律する法令又は条例とは異なるというべきであるから、会議規則を根拠に、法令又は条例に定める国民の権利利益を制限することはできず、議会の運営に関する事項についても、その定めが国民の権利利益と抵触するものであれば、これを会議規則で定めることはできないと解される。

このことからすれば、本件会議規則を制定した目的を達するために、その文理解釈を離れて、本件条例に定める町民の知る権利（情報公開請求権）を制限するような解釈をすべきではない。このように解しても、秘密会として会議を開くことにより、審議を公開しないことができ、その議事録を自ら進んで公開することを要せず、さらに、当該議事録のうち、本件条例上の非公開情報に該当する情報については、当該会議が終了した後も非公開とすることができるのであるから、湯河原町議会が本件会議規則に秘密会の議事の記録は公表しない旨の規定を置いた目的を達することができないものとはいえない。

したがって、前記の被告の主張は、①と②のいずれについても、採用することができない。

イ また、被告は、秘密会の議事の記録の作成及び保管方法からすれば、本件会議規則を制定した湯河原町議会の意思は、本件条例の制定後も、その内容や開示の方法を問わず、その全部を公表しないというものであって、本件条例による開示の対象となることなど想定していないことが分かると主張する。しかし、本件会議規則が制定された後の議事録の保管状況等から直ちにその制定者の意思を解釈することはできないし、本件会議規則を制定した目的を達するために、その文理解釈を離れて、本件条例に定める町民の知る権利（情報公開請求権）を制限するような解釈をすべきでないことは、前記アのとおりである。

したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

(3) 以上によれば、本件情報が本件条例5条7号の非公開情報に該当するとは認

められない。

3 争点3（本件条例5条3号、4号及び6号該当性）について

5 (1) 本件条例5条各号に定める非公開情報が記録されているとして行政文書の全部又はその一部について開示をしない旨の処分がされた場合に、その処分の取消し等を求める訴えにおいて、当該処分に係る行政文書の全部又はその一部に記録されている情報が同条各号に定める非公開情報に該当することについては、それが同条において行政文書の原則的な開示の例外事由として規定されており、当該処分の適法性を基礎付ける事由となることに加え、実施機関側が当該行政文書を保有してその内容を把握していることなどからすれば、原則として、当該処分をした実施機関の所属する行政主体である被告において立証すべきものと解される。

10 (2) 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下のとおりの事実が認められる。

ア 湯河原町における徴税の強化に関する取組み

15 (ア) 湯河原町は、平成10年度から平成20年度における滞納税の収納率がおおむね10%台で推移し、平成23年度から令和元年度における滞納税の収納率が神奈川県内の14町村中で最低、平成25年度の個人県民税の収納率が神奈川県内の33市町村で最低であるなどの状況にあった（乙7（枝番を含む。以下同じ。）、16、21、弁論の全趣旨）。

20 (イ) 平成17年3月25日付けで閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、地方税の徴収業務について、徴税率の向上や国民の不公平感を払しょくする観点から徴収業務の民間開放を推進することが盛り込まれたことを受け、総務省自治税務局長は、平成17年4月1日付けで、各道府県税務主管部長等宛てに「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」と題する通知
25（以下「局長通知」という。）を発した。

総務省自治税務局企画課長は、同日付けで、上記閣議決定や局長通知の内容を踏

まえ、各道府県税務主管部長等宛てに、滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務、コンビニエンスストアによる収納業務、インターネットオークションによる入札関係業務等の民間委託の例を挙げて、徴税業務の民間への業務委託を推進するよう促す旨の「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」と題する通知を発し、さらに、平成19年3月27日付けで、各道府県税務主管部長等宛てに、徴収対策を講ずるに当たっての留意事項や先進的な取組事例を取りまとめた「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」と題する通知を発した。(甲17~19)

(ウ) 前記(ア)及び(イ)の状況等を受けて、湯河原町では、平成20年2月15日には、町税等の納付について著しく誠意を欠くと町長が認定した「特定滞納者」に対し、行政サービスの取消し、停止及び申請の拒否等の措置を講ずることを可能にする「特定滞納者特別措置条例」を成立させ、同条例は、同年4月1日から施行された。また、平成22年7月1日から、上下水道等の公的債権の収納体制を徴収対策室(平成27年度には徴収対策課に、平成31年1月には徴収対策室に、それぞれ名称変更が行われた。)に一元化したり、平成27年度からコンビニエンスストアで町税等を収納する制度等を導入したりするなどの徴税強化策を講じた。(争いのない事実、甲24、弁論の全趣旨)

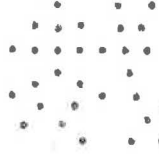
イ 湯河原町議会における町税徴収の強化に関する取組み等

(ア) 収納対策特別委員会の開催

湯河原町議会では、平成12年6月から平成13年3月まで、町税等の徴収率向上に資することを目的として、収納対策特別委員会を設置した。収納対策特別委員会では、秘密会が開かれたことはなく、議事録は、質疑応答の中で滞納者の固有名詞に言及された箇所を伏せ字にした上で公開された(争いのない事実、弁論の全趣旨)。

(イ) 湯河原町議会への滞納者名簿の提出

a 平成12年6月15日に開催された総務文教常任委員会において、町税等の



5 収納状況に関する議題についての審議が行われた際、同委員会からに対して、平成
11年度の滞納額（町税、国民健康保険料、上下水道料金の合計額）が500万円
以上の高額滞納者47名分の名簿の提出を求める旨が議決された。これに引き続き、
同年度の高額滞納者の状況について秘密会として審理する旨の議決が行われた上で、
秘密会が開催され、上記名簿が資料として提出された。（争いのない事実、甲26、
乙19、弁論の全趣旨）

10 b 平成19年8月17日に開催された総務文教・福祉常任委員会において、町
税等の収納状況に関する議題についての審議が行われた際、同委員会から執行機関
に対して、滞納額が100万円以上の滞納者387名分の名簿の提出を求める旨の
決議がされた。これに引き続き、同年度の高額滞納者の状況について秘密会として
審理する旨の議決が行われた上で、秘密会が開催され、上記名簿が資料として提出
された。（争いのない事実）

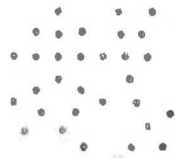
15 c 平成23年7月15日に開催された総務文教・福祉常任委員会において、前
記a及びbと同様に、秘密会が開催され、滞納者の名簿が資料として提出された（争
いのない事実、甲28、弁論の全趣旨）。

(ウ) 本件特別委員会の設置、開催等

a 湯河原町は、更なる徴収率向上の強化に資することを目的として、平成23
年10月5日開催の湯河原町議会において、本件特別委員会の設置を決定した。

20 本件特別委員会は、同年12月7日から令和2年7月20日までの間に合計25
回、滞納者の氏名等が記載された資料（滞納繰越分滞納者の名簿（滞納者リスト）、
特定滞納者特別措置条例に定める特定滞納者の認定資料等）を資料として提出した
後の審議や個人名等を出しての説明や質疑が考えられる審議について、秘密会とし
て審理する旨の議決が行われた上で、秘密会で審議された。（前記前提事実(2)ア、甲
13、弁論の全趣旨）

25 b 本件特別委員会は、令和5年度末をもって廃止され、これまで同委員会で審
議されていた事項については、引き続き、総務文教・福祉常任委員会において審議



することが確認された（弁論の全趣旨）。

(3) 本件条例5条3号該当性

ア 本件条例5条3号は、町の機関内部若しくは機関相互又は町の機関と国等の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、①率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、②不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、③特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と定めているところ、被告は、本件情報が①及び②に該当すると主張する。

同号の趣旨は、①（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ）については、これらの情報が公開されることによって、外部からの干渉、圧力等により率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなどの結果が生ずることを防止し、適正な意思決定の手続を確保するところであり、②（不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ）については、公開請求の対象となる行政文書が、決裁、供覧等の手続を終了したものに限られず、町の機関等の内部の意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても対象となるところ、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、町民の誤解や憶測を招き、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、情報が公にされることによる町民への不当な影響が生じないようにするところにあるものと解される。

このような趣旨及び同号が行政文書の原則的な公開義務の例外として定められていることからすれば、上記の①及び②の各事由は、単に実施機関においてそのおそれがあると判断するだけでなく、客観的にそのおそれがあると認められることが必要であるというべきである。また、同号が上記の①及び②の各要件に「不当に」との要件を付加していることからすれば、それぞれの非公開情報に当たるというためには、公開による利益をしんしゃくしてもなお公開によってもたらされる支障が重大なものであることを要すると解するのが相当である。

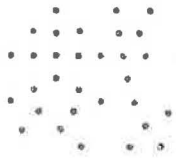
以上を前提に、本件情報が上記の①及び②の非公開情報に該当するかについて判断する。

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」について

5 (ア) 本件特別委員会は、町税等の徴収率の向上を目的として湯河原町議会に設置された特別委員会である（前記認定事実イ(ウ)）ところ、被告は、本件特別委員会では、執行機関が、滞納者の氏名が記載された滞納者の名簿を交付した上で、湯河原町における町税の納付・滞納の現状、滞納が生じる原因、滞納者に任意に支払を促す方策、滞納処分のための財産調査及び差押手続等の履行状況等について報告し、
10 執行機関と議員との間で、対応率の減少、回収率の増加その他町税徴収率向上、適切な不納欠損処理を実施するための方策等について、意見交換を実施していると主張する。

このような被告の主張に加え、平成12年度に本件特別委員会と同様の目的で開催された収納対策特別委員会の議事録（甲26）に照らせば、執行機関が本件特別
15 委員会に提出した資料（滞納者リスト等）を踏まえての報告や質疑応答等の議事の内容には、滞納の現状等の報告に対する質問や所感、これを踏まえた町税等の徴収率向上のための方策等に関する助言等もあり、その中には町税等の徴収方策に関する意見にわたる内容も含まれ得ると考えられるが、滞納の現状（滞納者数、滞納金額等）や滞納に対する対応状況（任意の支払の促しや滞納処分の実施件数、回収金額等）等の客観的な内容に関する説明や質問等もあると考えられる。
20

そして、本件情報の中に前者のような内容のものがあるとするれば、それが公開されることにより、議員や執行機関の職員が、外部からの干渉、圧力等を受けるおそれがあるともみ余地もあり得るが、後者のような内容のものであれば、それが公開されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとは認め難い。前記のとおり、本件特別委員会における審議の内容には、
25 後者のような客観的な内容に関する説明や質問等もあると考えられるにもかかわら



ず、処分行政庁は本件処分に当たり本件文書の内容を確認しておらず（前記前提事実(2)イ、弁論の全趣旨）、被告においても、本件文書の内容を確認した上で、意見にわたる部分を特定し、当該部分に関して、上記の具体的なおそれがあることについての主張、立証をしていない（同(4)エ）。そして、本件情報のうち、町税等の徴収方策に関する意見に当たる部分とそうでない部分（客観的な内容に関する説明や質問等）とは、容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離することができると考えられるから、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が害されるおそれ」があることを理由に、本件情報を全て非公開とすることはできないというべきである（本件条例6条1項）。

(イ) これに対し、被告は、本件特別委員会の秘密会において執行機関から提供された資料や報告された内容は、町税徴収に関する執行機関の手法、ノウハウ等を含むものであり、その内容の一部であっても公表されないとの信頼の下で実施されていたから、後になってこれが町民に公開される可能性があるということになれば、議会に対して十分な資料や情報提供がなされないことになり、徴税等に係る事務について、執行機関と議会との間で、率直な意見の交換が行われなくなったり、後の公開を意識して議論が萎縮したりする可能性があるという主張する。

しかし、本件条例は、湯河原町議会を実施機関に含めた上で、原則的に開示義務を負わせており、本件条例2条2項に定める「行政文書」には本件文書も含まれると解されるのであるから、処分行政庁が開示義務を負うかどうかは、本件条例の解釈により定まるというべきである。被告が主張するところの秘密会の議事が一部であっても公表されないという信頼は、秘密会の議事の記録は公表しないとする本件会議規則92条1項の規定を根拠として、本件条例に基づく行政文書の公開の範囲が定められていることを前提とするものと解されるが、湯河原町議会の細則を定める本件会議規則を根拠として、執行機関が、本件条例に基づく公開請求に対して本件情報を公開されることはないという信頼することが正当であるということとはできない。

これにおいても、本件会議規則92条2項は、秘密会の議事は、秘密性の継続す

る限り他に漏らしてはならないと定めているのであるから、本件会議規則においても、秘密会の議事のうち秘密性を有しない部分については、公表される可能性があることを前提としているものというべきである。そうすると、本件会議規則を前提としても、執行機関が、秘密会の議事の内容の一部であっても（秘密性を有しない部分についても）、公表されないと信頼することが正当であるとはいえない。なお、町税徴収に関する執行機関の手法、ノウハウ等が公開されることにより、執行機関による徴税事務の適正な遂行に支障が生ずる場合には、当該情報に係る部分については、本件条例5条4号により、非公開とすることができることと解されるから、本件条例上も、秘密性を有する部分の限度では、公表、公開されることのないとの信頼は保護されているといえることができる。

以上によれば、被告の前記主張を採用することはできない。

仮に、執行機関において被告が主張するような信頼を抱いていたとしても、そのような正当とはいえない信頼を前提とした、行政文書の公開によってもたらされる支障が、行政文書の公開による原告の利益を斟酌してもなお重大であるということもできない。

(ウ) また、被告は、秘密会における議事の内容が一部でも事後に明らかになれば、町税の徴収について特定の利害関係を有する者が、町の執行機関や議員に不当な働きかけをして、執行機関と議員の議論や意見についての中立性を不当に損なうおそれもあると主張する。しかし、前記(ア)のとおり、本件文書には、執行機関側からの説明やこれに対する議員側からの質問等、滞納の現状や滞納に対する対応状況等の客観的な説明を含むものであるところ、秘密会における議事の内容の一部を構成する、上記のような客観的な説明の内容が事後に明らかになったとしても、町税の徴収について特定の利害関係を有する者が、町の執行機関や議員に不当な働きかけをし、議論や意見の中立性を不当に損なう具体的なおそれがあるとは認め難い。

(エ) したがって、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があることを理由に、本件情報の全てを非公開とすることはできない。

ウ 「不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ」について

(ア) 被告は、本件特別委員会の秘密会において、町税の納付・滞納に係る議会内部の考え方、町の執行機関の将来の対応方針等について未成熟な段階の議論や提案が公にされることで、無用な対立や憶測を招くなど、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれがあると主張する。

確かに、被告が主張するところの秘密会における議事の内容（前記(3)イ(ア)）に照らせば、本件特別委員会の秘密会において、町税の納付・滞納に係る未成熟な段階の議論や提案がなされている可能性は高いといえることができる。しかし、そのような議論や提案が公にされることにより、町民に無用な対立を生んだり、憶測を招いたりするかどうかは、議論や提案の前提、発言の文脈、その具体的内容等によっても変わり得るといふべきである。しかるに、処分行政庁は本件処分に当たり本件文書の内容を確認しておらず（前記前提事実(2)イ、弁論の全趣旨）、被告においても、本件文書の内容を確認した上で、これらを踏まえて上記の具体的なおそれがあることについての主張、立証をしていない（同(4)エ）。こうしたことに、本件特別委員会と同様に、町税等の徴収率向上に資することを目的とする収納対策特別委員会については、秘密会として開催されておらず、その議事録も公開されている（前記認定事実イ(ア)）ところ、これにより、町民の間に無用な対立を生んだり、憶測を招いたりするなどの事態が生じたとの事実はいかようにも踏まえると、町税の納付・滞納に係る未成熟な段階の議論や提案が議事の内容に含まれているとしても、そのことのみをもって、これが公にされることにより、町民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。

(イ) 仮に、本件文書中に「不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ」のある情報が含まれていたとしても、前記イ(ア)のとおり、本件文書には滞納の現状等の客観的な説明も含まれているところ、このような確定した客観的な情報が公開されたとしても、町民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認め難い。そして、本件情報のうち、町税の納付・滞納に係る未成熟な段階の議論や提案に当たる部分とそう

でない部分（客観的な内容に関する説明や質問等）とは、容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離することができると考えられるから、「不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ」があることを理由に、本件情報を全て非公開とすることはできないというべきである（本件条例6条1項）。

5 (ウ) したがって、「不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ」があることを理由に、本件情報の全てを非公開とすることはできない。

エ 以上によれば、本件条例5条3号の非公開情報に該当することを理由に、本件情報の全てを非公開とすることはできない。

(4) 本件条例5条4号該当性

10 ア 本件条例5条4号は、その柱書において、町の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報として規定し、同号アないしオにおいて、そのようなおそれがある場合を例示している。

15 同号の趣旨は、町の機関等が行う事務又は事業が、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とする合理的な理由があるといえることにありと解される。

20 このような趣旨及び同号が公文書の原則的な開示義務の例外として定められていることからすれば、ここにいう「遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、単に実施機関においてそのおそれがあると判断するだけでなく、客観的にそのおそれがあると認められることが必要であるというべきである。また、同号は上記の要件に「適正な」との要件を付加していることからすれば、同号所定の非公開情報に当たるというためには、当該事務又は事業が、その根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を考慮した上での適正な遂行といえるものであることが求められるものと解される。

25 イ 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれ」(本件条例5条4号柱書)について

5 (ア) 被告は、本件特別委員会における執行機関から議員への報告には、前記第2の5(3)(被告の主張)アの①ないし⑤の町税徴収に関する執行機関の手法やノウハウ、基準、タイミング等が含まれているところ、本件特別委員会における秘密会の議事録が一部でも公開されれば、町税の徴収を不当に免れようとする者が、これらの情報を利用して町税の徴収を逃れたり、財産隠し等をしたりすることが可能になり、執行機関による徴税事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると主張する。

10 (イ) 被告の説明する秘密会における議事の内容(前記(3)イ(ア))によれば、執行機関からの報告には、①滞納者に任意に支払を促すための具体的な手法やこれに関するノウハウ、②任意の支払催促から強制徴収に移行する基準やタイミングに関する情報、③滞納者に対する財産調査の具体的方法やこれに関するノウハウ、④滞納者の財産隠しに対する具体的対策やこれに関するノウハウ、⑤不納欠損処理を行う基準やタイミング等の情報が含まれている可能性がある認められる。

15 しかし、一般に徴税事務は、地方税法や国税徴収法などの徴税事務の根拠となる法令や関係通達において手続が定められており、これに則って進められ、また、租税平等主義等の見地から、全国的にある程度共通した方針等により行われているものと考えられる(前記認定事実ア(イ)参照)。このようなことからすれば、秘密会における執行機関から議員への報告には、法令や関係通達に定められた手続に則った方法や、既に公開されるなどしている一般的な情報(なお、被告提出の裁判例(乙3
20 1)によれば、東京国税局において、徴収実務に係る研修資料や滞納整理の手引を一部公開していることがうかがわれる。)なども少なからず含まれているものと考えられる。また、本件特別委員会は、滞納者リスト等を提出した後の個人名等を挙げての説明や質疑が考えられる審議について、秘密会として審理する旨の議決をしており(前記認定事実イ(ウ)a)、徴税事務に関するノウハウ等の情報が含まれている
25 ことを理由としていなかったこと(なお、平成23年12月7日の本件特別委員会では、滞納者に関する資料提出後の審議について秘密会とすることが適切である理

由について、「内容を勘案いたします」と説明している（甲13）が、他の回と同様、滞納者に関する資料に滞納者の氏名や滞納金額が出ていることを理由に秘密会として開催したものと考えられる。）によれば、本件特別委員会で開催された秘密会の全ての回において、被告独自のノウハウ等を明らかにして審議が行われたかにも疑問の余地がある。しかるに、処分行政庁は、本件処分に当たり本件文書の内容を確認しておらず（前記前提事実(2)イ、弁論の全趣旨）、被告においても、本件文書の内容を確認した上で、本件情報のうち被告独自のノウハウ等が含まれる部分を特定し、当該部分に関して、上記の具体的なおそれがあることについての主張、立証をしていない（同(4)エ）。

また、本件特別委員会と同様の目的で設置された収納対策特別委員会は、秘密会によらずに開催され、議事録も公開されているところ（前記認定事実イ(ア)）、同委員会の平成12年7月10日開催分の議事録（甲26）には、上記③の情報に該当する、執行機関が差押手続を進める滞納額の基準を500万円以上としたことなどの情報も含まれていることが認められる。しかし、これが公開されたことによって、その情報を利用して町税の徴収を逃れたり、財産隠し等をしたりする者が現れるなどして、執行機関による徴税事務の適正な遂行に支障が生じたとの事情もうかがわれない。

(ウ) 仮に、本件文書中の前記イ)の①ないし⑤の情報に本件条例5条4号柱書の非公開情報に該当するものが含まれていたとしても、前記(3)イ(イ)のとおり、本件文書には滞納の現状等の客観的な説明も含まれているところ、これらの情報が公開されたとしても、徴税事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるとは認め難い。そして、本件情報のうち、上記①ないし⑤の情報に該当する部分とそうでない部分（客観的な内容に関する説明や質問等）とは、容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離することができると考えられるから、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があることを理由に、本件情報を全て非公開とすることはできないというべきである

(本件条例6条1項)。

ウ) したがって、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があることを理由に、本件情報の全てを非公開とすることはできない。

ウ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(本件条例5条4号ア該当性)について

被告は、本件特別委員会における執行機関から議員への報告が公開されると、町税の徴収を不当に免れようとする者が、前記第2の5(3)(被告の主張)アの①ないし⑤の情報を利用して町税の徴収を逃れたり、財産隠し等をしたりすることが可能になり、このような事態を懸念して、執行機関から審議のための十分な資料や情報提供がなされないこととなる結果、議会による執行機関に対する徴税事務に関する適正な検査の実施が妨げられると主張する。

しかし、本件情報には、一般的な情報等も含まれていると考えられること、被告が、本件情報のうち被告独自のノウハウ等が含まれる部分を特定した上、当該部分を公開することにより、町税の徴収を逃れたり、財産隠しをしたりするおそれがあることについての主張、立証をしていないことは、前記イ(ア)のとおりである。そうすると、このような可能性を前提とした、執行機関から審議のための十分な資料や情報の提供がなされず、議会による執行機関に対する徴税事務に関する適正な検査の実施が妨げられるおそれがあるとも認められない。

また、仮に、本件文書中の上記①ないし⑤の情報に本件条例5条4号アの非公開情報に該当するものが含まれていたとしても、これに該当する部分とそうでない部分(客観的な内容に関する説明や質問等)とは、容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離することができると考えられるから、

「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があることを理由に、本件情報を全て非公

開とすることはできないというべきである（本件条例6条1項）。

したがって、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があることを理由に、本件情報の全てを非公開とすることはできない。

エ 以上によれば、本件条例5条4号の非公開情報に該当することを理由に、本件情報の全てを非公開とすることはできない。

(5) 本件条例5条6号該当性

ア 本件条例5条6号は、公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報を非公開情報と定めている。

同号の趣旨は、町民の権利を保護し、公共の安全を確保し、秩序を維持することは、町民全体の基本的利益を擁護するために町に課された重要な責務であるから、これらの維持等に支障を生ずると認められる情報を非公開情報と定めたものと解される。そして、同条3号及び4号が「おそれがある」と規定するのに対し、同条6号が「生ずると認められる」と規定しているところ、これは、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することによれば、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨であると解される。したがって、同号に該当するとしてされた非公開決定が違法となるのは、実施機関に認められた裁量権を逸脱し、又は濫用した場合に限られると解するのが相当である。

イ 被告は、本件特別委員会における執行機関から議員への報告が公開されると、町税の徴収を不当に免れようとする者が、前記第2の5(3)（被告の主張）アの①ないし⑤の情報を利用して町税の徴収を逃れたり、財産隠し等をしたりする事態が生じ、徴税事務に係る犯罪の予防及び公共の秩序の維持にも支障が生ずると主張する。

しかし、本件情報には、一般的な情報等も含まれていると考えられること、被告が、本件情報のうち被告独自のノウハウ等が含まれる部分を特定した上、当該部分

を公開することにより、町税の徴収を逃れたり、財産隠しをしたりするおそれがあることについての主張、立証をしていないことは、前記(4)イ(イ)のとおりである。そうすると、このような可能性を前提とした、徴税事務に係る犯罪の予防及び公共の秩序の維持に支障が生ずるとも認められない。

5 また、仮に、本件文書中の上記①ないし⑤の情報に本件条例5条6号の非公開情報に該当するものが含まれていたとしても、これに該当する部分とそうでない部分（客観的な内容に関する説明や質問等）とは、容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離することができると考えられるから、「公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずる」ことを理由に、本件情報を全て非
10 公開とすることはできないというべきである（本件条例6条1項）。

 そして、処分行政庁が本件文書の内容を確認していないこと（前記前提事実(2)イ、弁論の全趣旨）も考慮すれば、「公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずる」ことを理由に、本件情報の全てを非公開とすることは、実施機関に認められた裁量権を逸脱し、又は濫用したものといわざるを得ない。

15 ウ 以上によれば、本件条例5条6号の非公開情報に該当することを理由に、本件情報の全てを非公開とすることはできない。

4 まとめ

 以上のとおり、本件情報は、本件条例5条7号の非公開情報に該当しない。

20 また、本件情報には、同条3号、4号及び6号の非公開情報に該当するものが含まれている可能性を否定することはできないものの、これらに該当する部分とそうでない部分とは、容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離することができると考えられることは前記のとおりであり、同条3号、4号及び6号の非公開情報に該当することを理由として本件情報の全てを非公開と
25 することはできないというべきである（本件条例6条1項）。なお、被告は、秘密会がその一部についての公開されることがないとの信頼の下で実施していたから、その信頼を保護するためには、秘密会の議事録の全部を非公開とする必要があり、そ



の一部だけを特定して、当該部分のみが同条3号、4号及び6号の非公開情報に該当するとの判断手法をとることはできないと主張するが、そのような信頼が正当なものとはいえないことは、前記3(3)イ(イ)のとおりであるから、上記主張は採用することができない。

したがって、本件処分は、その余の争点について判断するまでもなく、違法であるといわざるを得ない。そして、被告及び処分行政庁は、本件文書の内容を確認しておらず、本件訴訟において、その内容を踏まえた上で非公開情報に該当するとの主張、立証をしていない(前記前提事実(2)イ、(4)エ、弁論の全趣旨)。そうすると、当裁判所において、非公開情報に該当しない部分を特定し、当該部分の開示を認めない部分についてのみ違法であるとして、本件処分の一部を取り消すことも困難であるから、本件処分全体を取り消さざるを得ない。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

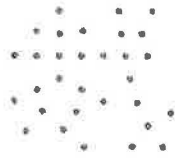
横浜地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 **岡田伸太** 

岡 田 伸 太

裁判官 **向井敬二** 

向 井 敬 二



夏優原蛭



裁判官

蛭 原 優 夏

5

当事者目録

5 神奈川県足柄下郡湯河原町中央

原 告	ゆがわら町民オンブズマン
同代表者代表幹事	濱 田 知 子
同訴訟代理人弁護士	大 川 隆 司
同	小 沢 弘 子
同	石 崎 明 人
同	武 井 由 起 子
同	伊 藤 朝 日 太 郎
同	中 村 晋 輔
同	高 橋 由 美
同	馬 込 竜 彦

15 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目 2 番地 1

被 告	湯 河 原 町
同 代 表 者	湯 河 原 町 議 会 議 長
	山 本 俊 明
処 分 行 政 庁	湯 河 原 町 議 会
同訴訟代理人弁護士	川 島 清 嘉
同	川 島 志 保
同	中 村 真 由 美
同	原 田 隆 之 介

25 以 上

別紙 2

関係法令等の定め

5 1 湯河原町議会会議規則（昭和40年湯河原町議会規則第2号。以下「本件会議規則」という。）（甲7）

(1) 91条（指定者以外の退場）

1項 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

10 2項 委員会において、秘密会を開くときは、前項の例による。

(2) 92条（秘密の保持）

1項 秘密会の議事の記録は公表しない。

2項 秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

15 2 本件条例（甲6）

(1) 1条（目的）

この条例は、町民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める町民の権利を明らかにするとともに、町政を町民に説明する責務を全うし、町民参加による一層開かれた町政の実現を図り、もって町政に対する町民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した町政の運営に寄与することを目的とする。

20 (2) 2条（定義）

1項 この条例において、「実施機関」とは、町長、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

25 2項 省略

(3) 3条（解釈運用方針）

実施機関は、行政文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

(4) 4条（行政文書の公開を請求する権利）

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。

(5) 5条（行政文書の公開義務）

実施機関は、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

1号 個人に関する情報・・・であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報

イ以下 省略

2号 省略

3号 町の機関内部若しくは機関相互又は町の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に

不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

4号 町の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、
公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質
上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を
困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ
の発見を困難にするおそれ

イ以下 省略

5号 省略

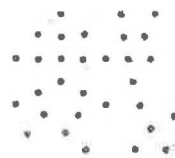
6号 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、
犯罪の予防その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずると
認められる情報

7号 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有す
る各大臣等の指示により、公開することができないとされている情報

(6) 6条（部分公開）

1項 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報と
が記録されている場合において、当該非公開情報とそれ以外の情報とを容
易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分
離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、当該行
政文書の公開をしなければならない。

2項 公開請求に係る行政文書に前条1号に該当する情報（特定の個人が識別
され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当
該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述
等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそ
れがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含
まれないものとみなして、前項の規定を適用する。



(7) 10条 (公開請求に対する決定等)

1項 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定(以下「諾否決定」という。)を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2項 実施機関は、前項の規定により諾否決定をしたときは、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3項 前項の場合において、公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき・・・は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

4項以下 省略

3 湯河原町議会委員会条例(昭和33年湯河原町条例第7号。以下「委員会条例」という。)(乙11)

(1) 16条 (傍聴の取扱)

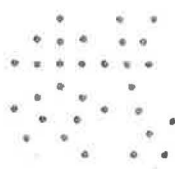
1項 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。

2項 省略

(2) 26条 (会議規則との関係)

この条例で定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会議規則の定めるところによる。

4 湯河原町議会基本条例(平成18年湯河原町条例第31号。以下「基本条例」という。)(甲8)



(1) 1条 (目的)

この条例は、議会の運営及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会が町民から期待された政策形成及び行政監視の役割を果たすとともに、町民とともに汗を流す町民協働の運営を進め、もって活力ある地域づくりと町民の福祉向上に資することを目的とする。

(2) 2条 (議会の使命)

1項 議会は、町民を代表する議事機関として、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）の活動を監視するとともに、自ら活力ある地域づくりのために必要な政策を立案して決定し、及び推進しなければならない。

2項 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他の法律で定める活動を誠実に実施するほか、前項に定める役割を果たすために必要な活動に積極的に取り組まなければならない。

3項 議会は、前項の活動に当たっては、町民に必要な情報を提供し、その多様な意見を反映させるとともに、町民とともにまちづくりの活動を進める町民参加と町民協働の議会運営に努めなければならない。

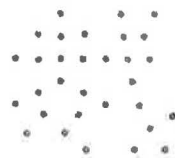
(3) 3条 (議会の運営原則)

1項 議会は、必要な政策を自ら立案して決定し、又は執行機関を通じて提案して実施させることにより、政策中心の運営を行うものとする。

2項 議会は、町民の多様な意見を把握して町政に反映させるとともに、町民と一緒にまちづくりの活動に取り組むことにより、町民参加と町民協働の運営を行うものとする。

3項 議会は、町民が自由に議会を傍聴し、又は広報等を通じて必要な情報を得ることができるようにするとともに、町民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する説明責任を果たすことにより、透明性と応答性のある運営を行うものとする。

(4) 18条 (この条例の性格等)



1 項 この条例は、議会運営に関する最高規範であって、議会は、この条例で定める目的、原則等を実現するために必要な事項について条例、規則等を制定し、議会運営の仕組みを体系的に整備しなければならない。

2 項 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に点検し、必要があると認める場合は、この条例の改正その他必要な措置を講じなければならない。

5 湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例（平成20年湯河原町条例第1号。以下「特定滞納者特別措置条例」という。）（甲24）

10 (1) 1条（目的）

この条例は、町税等の滞納が、納付義務の履行における町民の公平感を阻害することを考慮し、納付義務の適正な実現に向け、町税等を滞納し、かつ、納付について著しく誠実性を欠く者に対し、行政サービス等を制限する措置（以下「特別措置」という。）を講ずることにより、町税等の徴収に対する町民の信頼を確保することを目的とする。

(2) 3条（特定滞納者の認定）

町長は、町税等の滞納者のうち、町税等の納付について著しく誠実性を欠く、別表第2に掲げる者を特定滞納者に認定する。

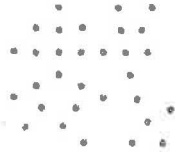
(3) 4条（特別措置）

町長は、特定滞納者に対し、他の法令、条例又は規則の定めに基づき行うものを除くほか、行政サービス等の取消し、停止及び申請の拒否等の措置を講ずることができる。

(4) 別表第2（第3条関係）

1 項 督促状及び催告状を送付し、電話等による納付催告をしても、納付の意思を示さない者

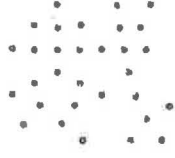
2 項 納付の約束をしても、何の連絡もなく常に約束を破る者



- 3項 提出した納付の誓約書にある納付計画を履行しない者
- 4項 行政に対する不満を理由に納付を拒否する者
- 5項 前各項に掲げる者のほか、納付について著しく誠実性を欠く者

以 上

5



別紙 3

公開することができない理由

5 1 本件条例 5 条 7 号 該当

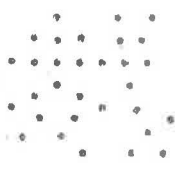
(理由) 本件会議規則が条例 5 条 7 号の「法令等」に該当し、同会議規則 9 2 条 1 項が「秘密会の議事の記録は、公表しない。」と定めているため。

10 2 本件条例 5 条 3 号 該当

(理由) 本件公開請求の対象となった文書には、秘密会として公表しないことを前提として、町税の納付・滞納状況についての町の執行機関の報告及び当該報告に係る納付・滞納状況若しくは滞納徴収率向上のための方策等に係る町職員や議員の発言の内容が記載されている。これは、議会内部及び議会と町の執行機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であるところ、秘密会として議事が公表されない前提のもとで報告及び発言等が行われており、これに反して議事の内容が公開されることにより、将来も含め、十分な情報提供や忌憚のない意見の表明をためらったりする結果、議会内部及び議会と町の執行機関との間における率直な意見の交換が行われなくなるおそれがあるほか、町の執行機関等に不当な働きかけをしようとする者が事後的に議事の内容を確認することで影響力を及ぼそうとするなどして、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は町税の納付滞納にかかる議会内部の考え方、町の執行機関の将来の対応方針等について未成熟な段階の議論が公にされることで無用な誤解や憶測を招くなど、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。

25 3 本件条例 5 条 4 号 柱書 該当

(理由) 本件公開請求の対象となった文書には、町税の納付・滞納状況について



5 の町の執行機関の報告及び当該報告に係る納付・滞納状況若しくは滞納徴収率向上のための方策等に係る町職員や議員の発言が記載されている。これは、町の執行機関が行う徴税事務に関する情報であって、公開することにより、不当に町税の納付を免れようとする者がこの情報を利用して徴税されないように工夫するなど街の執行機関による徴税事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

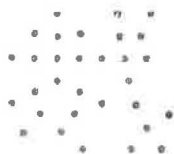
4 本件条例5条4号ア該当

10 (理由) 本件公開請求の対象となった文書には、町税の納付・滞納状況についての町の執行機関の報告及び当該報告に係る納付・滞納状況若しくは滞納徴収率向上のための方策等に係る町職員や議員の発言の内容が記載されている。これは、町議会が町の執行機関が行う徴税事務に関して監査、検査等として行われるものであって、公開することにより、町議会による監査、検査等の手法や観点等が公に明らかになり、将来の適正な監査、検査等の実施の妨げとなり、徴税事務の実態を把握することを困難にするおそれがあるため。

15 5 本件条例5条6号該当

20 (理由) 本件公開請求の対象となった文書には、町税の納付・滞納状況についての町の執行機関の報告及び当該報告に係る納付・滞納状況若しくは滞納徴収率向上のための方策等に係る町職員や議員の発言の内容が記載されている。これを公開すると、不当に町税の納付を免れようとする者がこれを利用して徴税されないように工夫をし、ひいては違法行為に至るおそれもあることから、徴税事務に係る犯罪の予防及び公共の秩序の維持に支障が生ずると認められるため。

以上



これは正本である。

令和6年3月27日

横浜地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 竹松浩人



